都市計画道路 環状3号線・瀬谷地内線 かっきょうしもそうやぎせん 及び三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について

平成26年3月16日・17日

道路局企画課計画調整担当 都市整備局市街地整備推進課 建築局都市計画課

l説明内容

- 1 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
 - (1) 都市計画道路網の見直し
 - (2) 都市計画市素案
 - (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について

3 都市計画法第53条の建築許可等について

今後の都市計画手続について 4

都市計画道路網の見直しの必要性について

現在の都市計画道路の多くが 昭和40年代までに都市計画決定

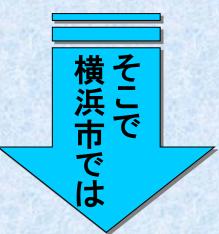
この間、都市構造や社会状況などの様々な面で変化

これらに適切に対応する必要がある

平成14年8月 社会資本整備審議会の中間答申

都市計画道路の追加、廃止、現状維持など必要な見直しを早期に実施する必要がある

■都市計画道路網の見直しの必要性について

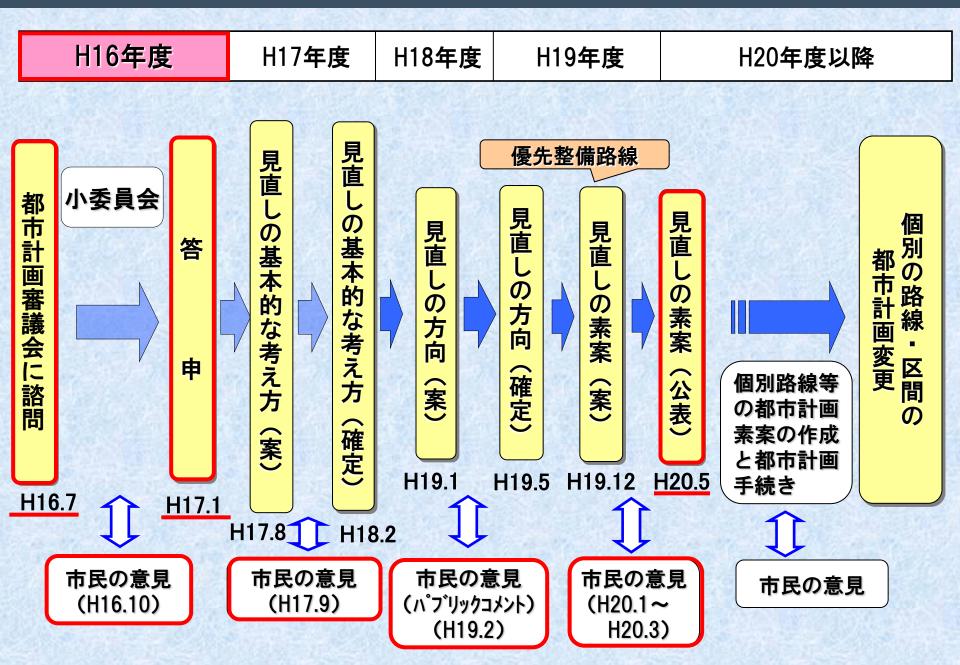


未着手の幹線街路を対象として、将来を見据えつつ、

- ・全市的な観点から骨格的な道路網の検証
- ・地域的な観点から個別路線・区間の必要性を検証



■見直しの経緯





未着手の都市計画道路延長: 約196km

パターン	路線数	延長
存続	64路線	<u>約173km</u>
変更候補	14路線	約13km
追加候補	3路線	約6km
廃止候補	7路線	約10km







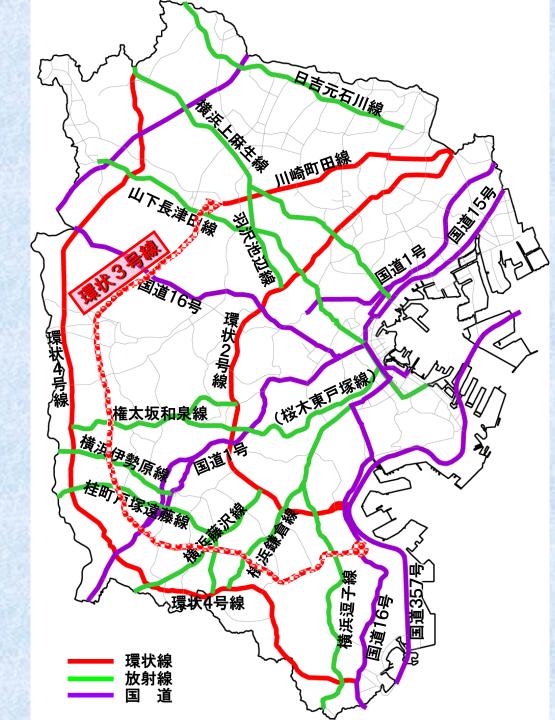




- | 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
- (1) 都市計画道路網の見直し
- (2) 都市計画市素案
- (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について
- 3 都市計画法第53条の建築許可等について

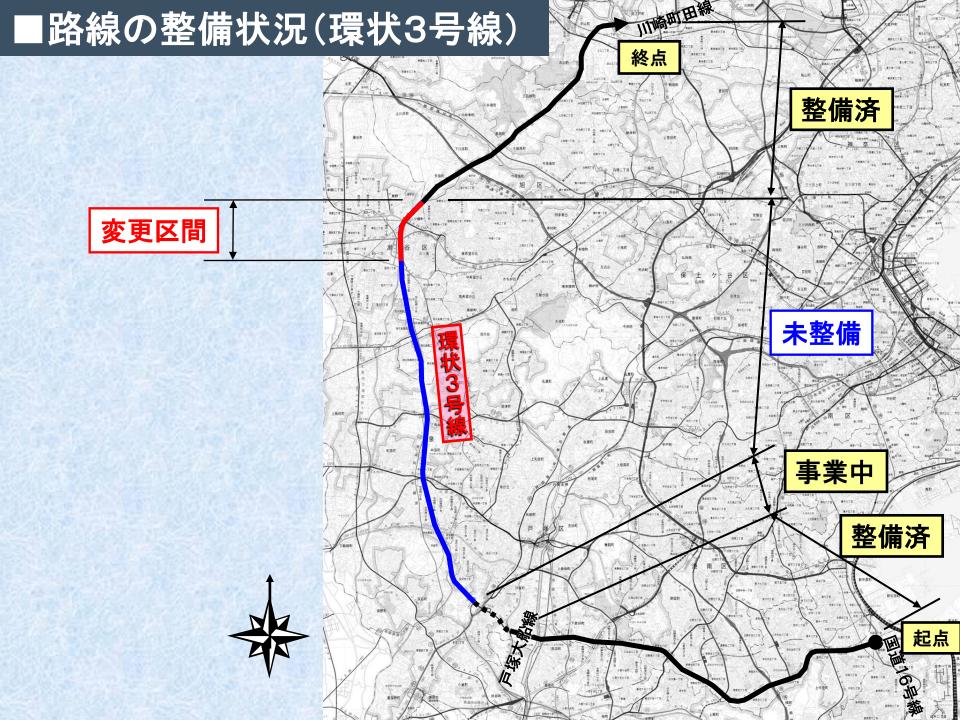
4 今後の都市計画手続について

■市の骨格となる道路

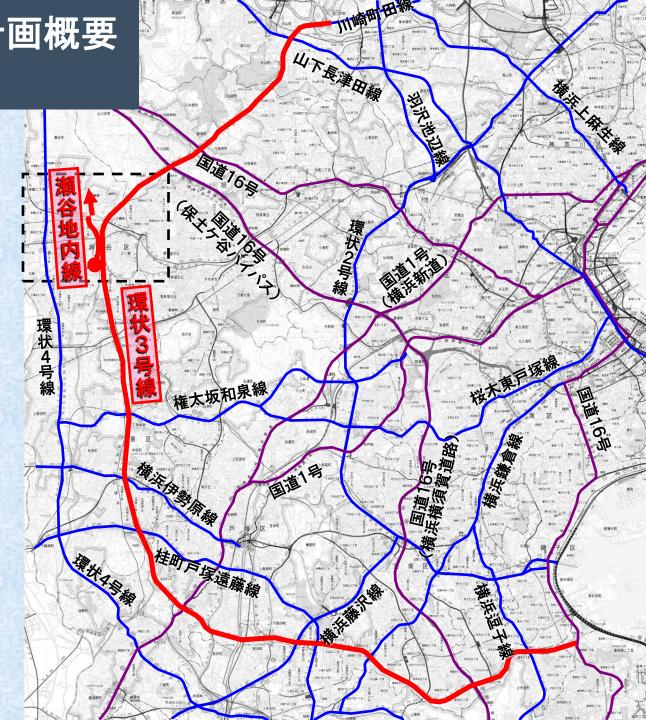


|路線の現在の 計画概要| (環状3号線)

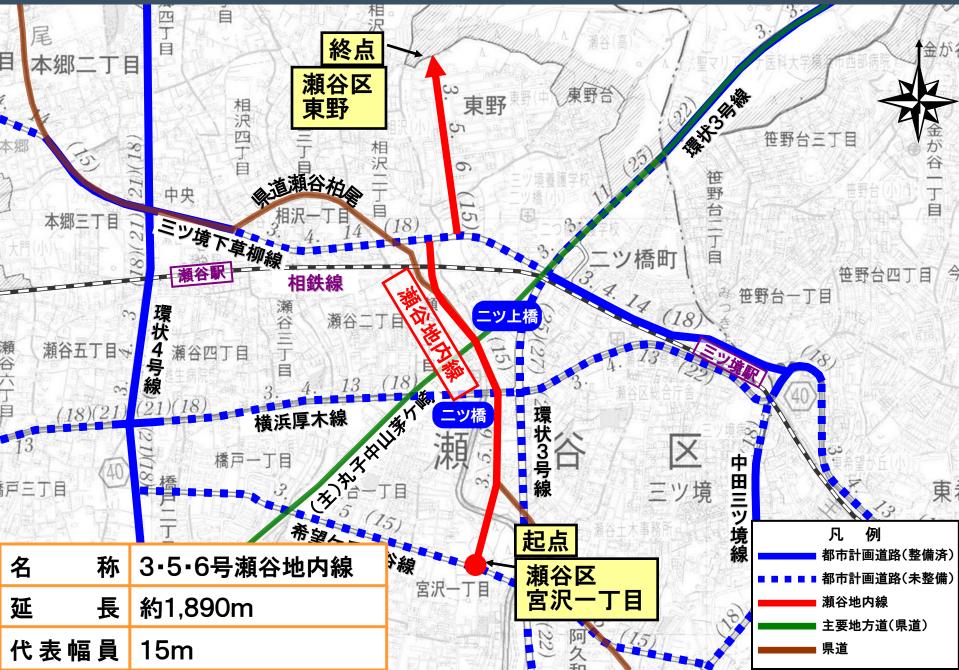




■路線の現在の 計画概要 (瀬谷地内線)



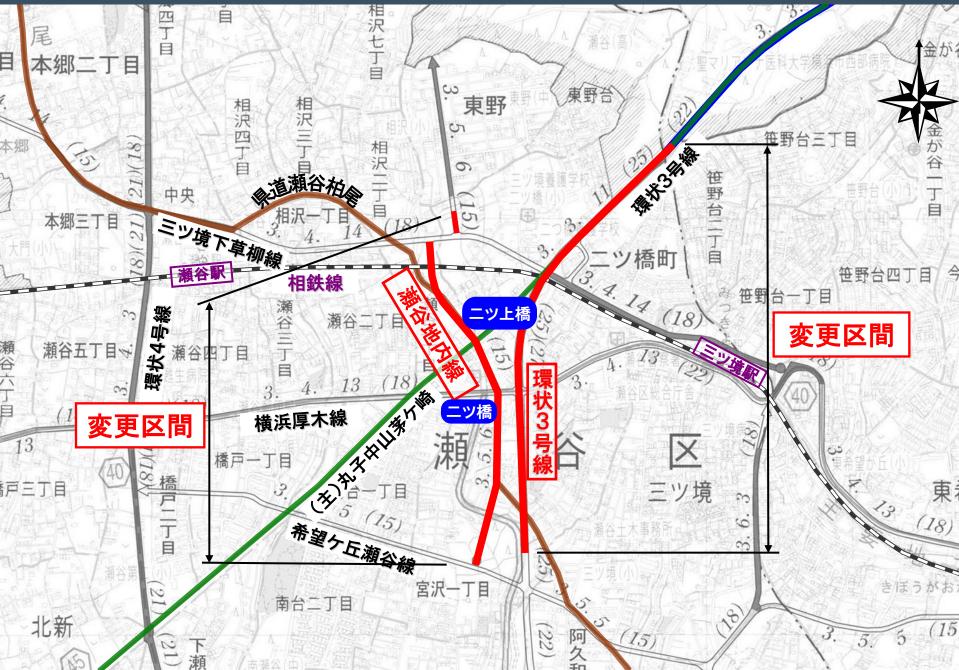
|路線の現在の 計画概要(瀬谷地内線)



路線の整備状況(瀬谷地内線)



変更区間の位置



|周辺の状況

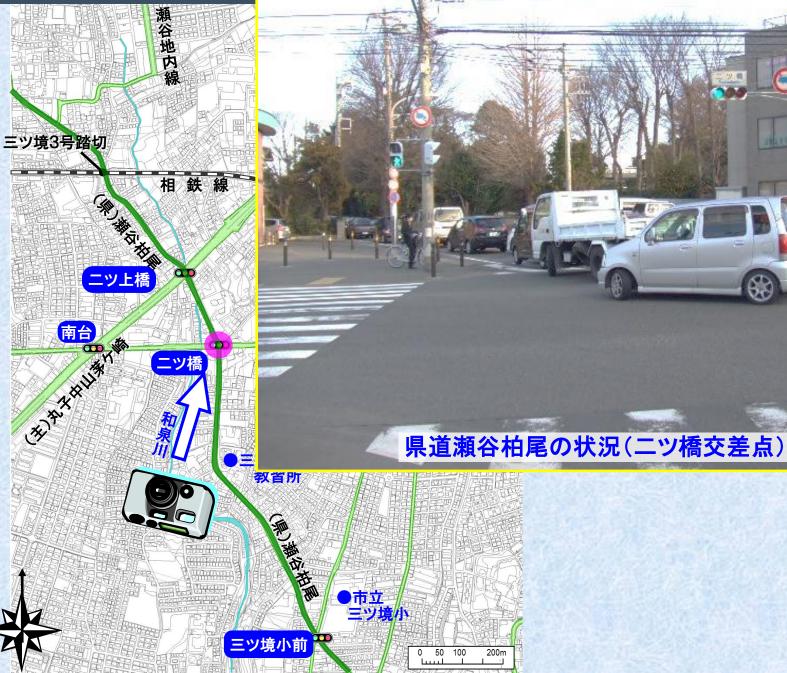


「「「「「」」」」「「」」」」「「」」」」」

100

200m

|周辺の状況



50 100

huul

200m

1



CAR HAR

相鉄線

ニツ橋

]||

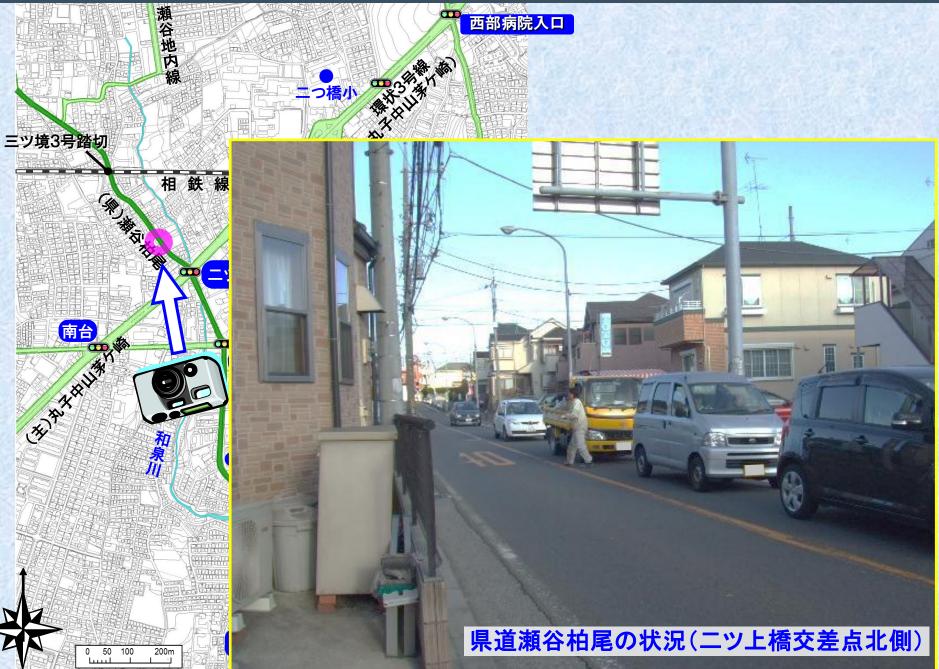
ニッ上橋

三ツ境3号踏切

県道瀬谷柏尾の状況(ニツ上橋交差点)



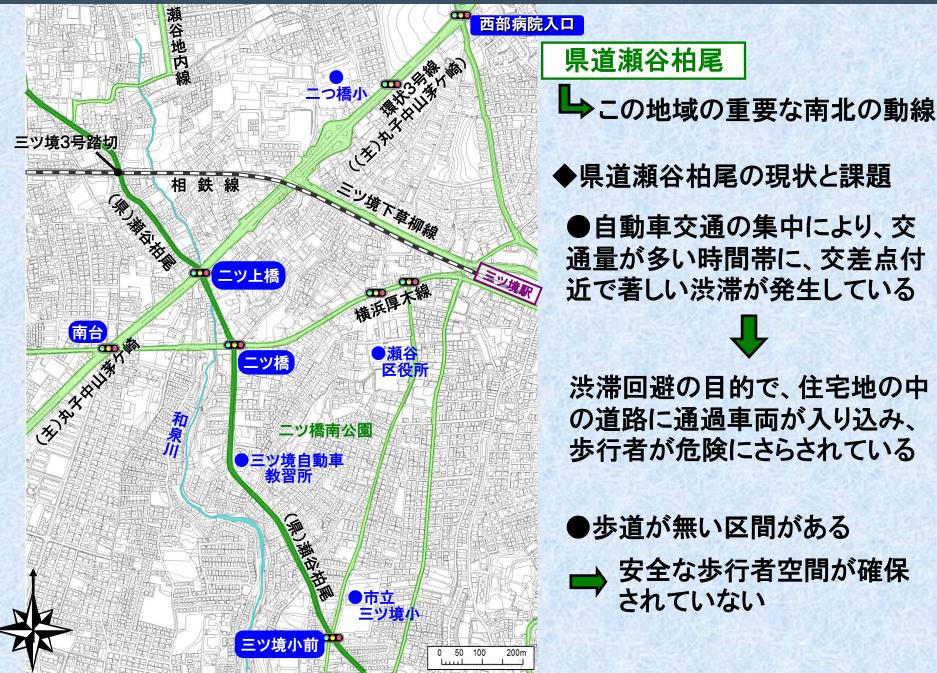
周辺の状況



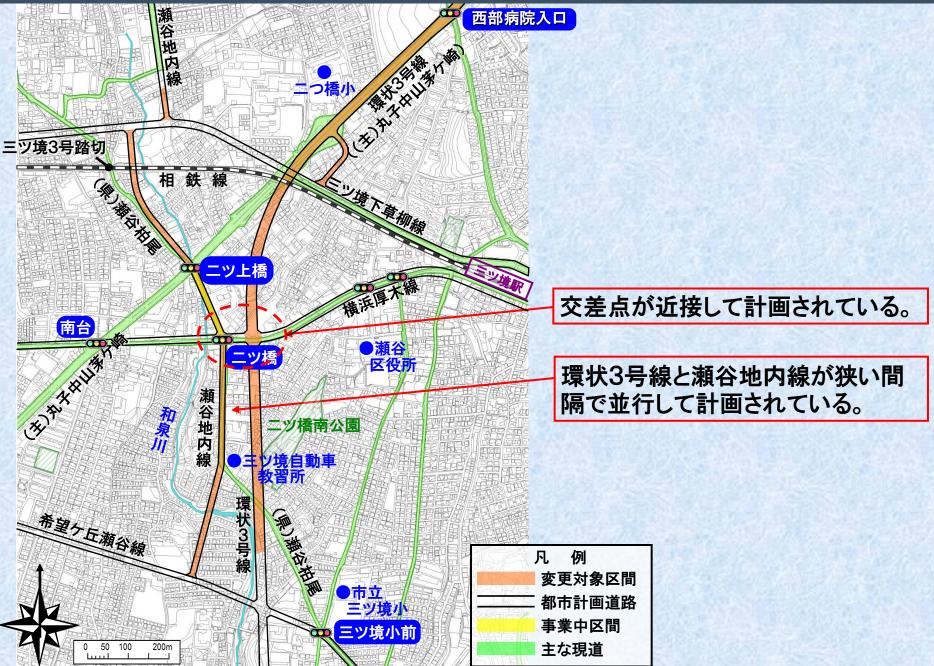
|周辺の状況



|地域の状況(交通課題)



|現状の都市計画の課題



現状の都市計画の課題

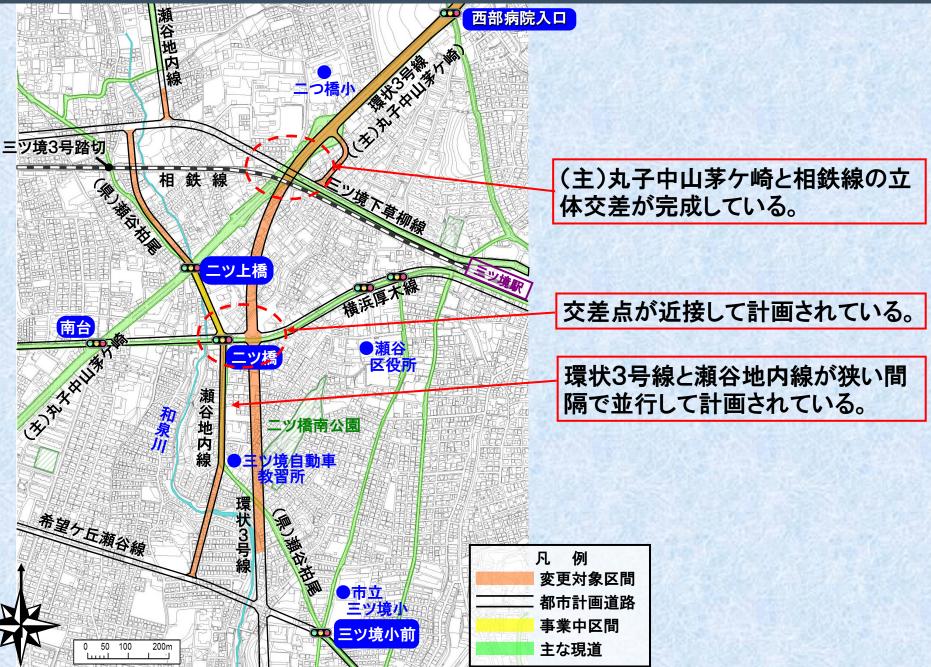
交差点が近接して計画され ているため、交通処理上の 課題がある。

e-E-

ニツ橋

横浜厚木線

|現状の都市計画の課題



|現状の都市計画の課題

相鉄線

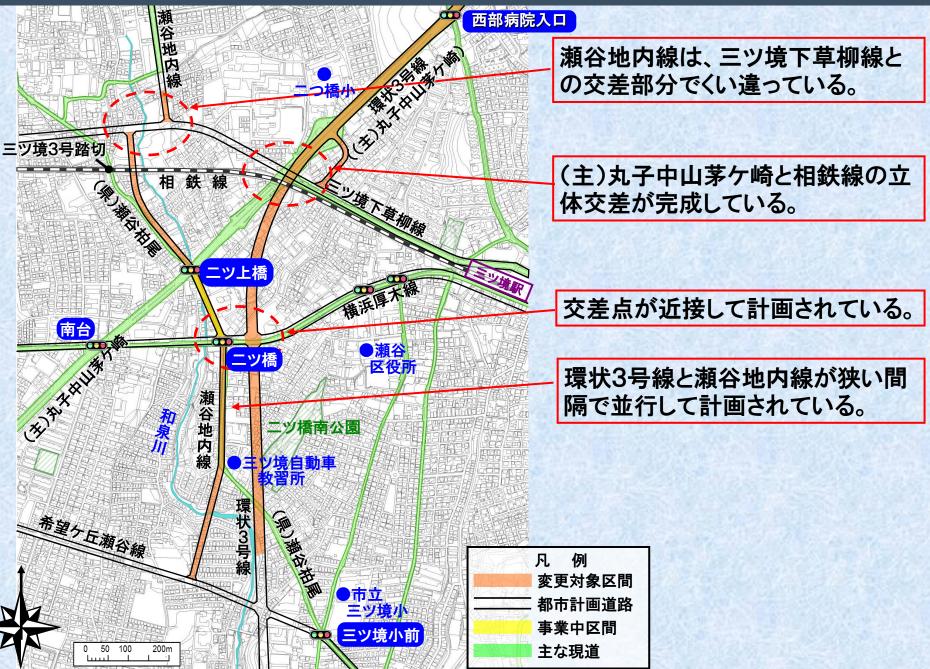
CEL TUT FILLING

喬高等

特別支援学校

大規模な工事が必要となる という課題がある。

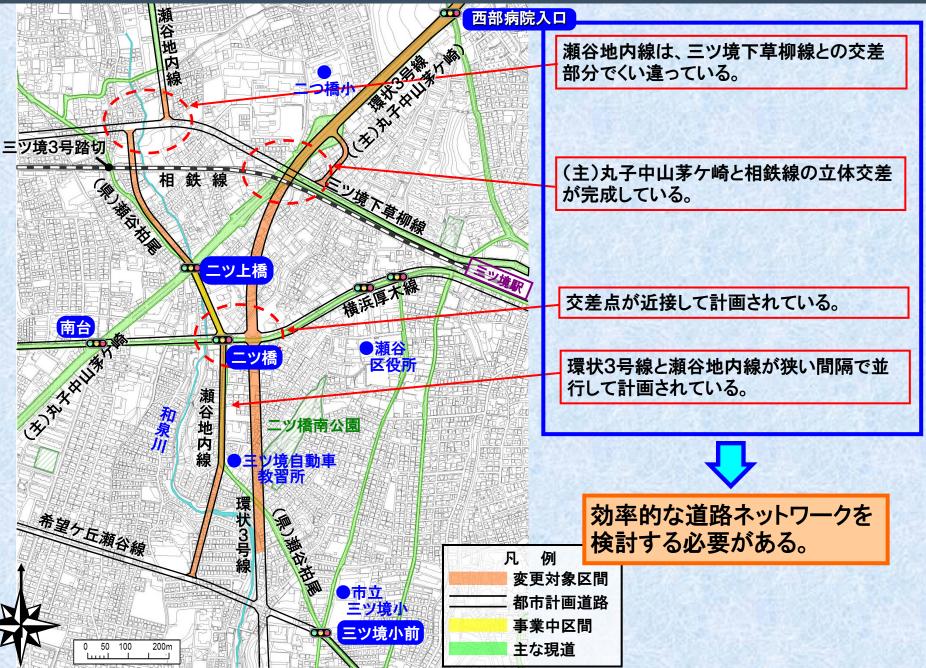
|現状の都市計画の課題|



現状の都市計画の課題

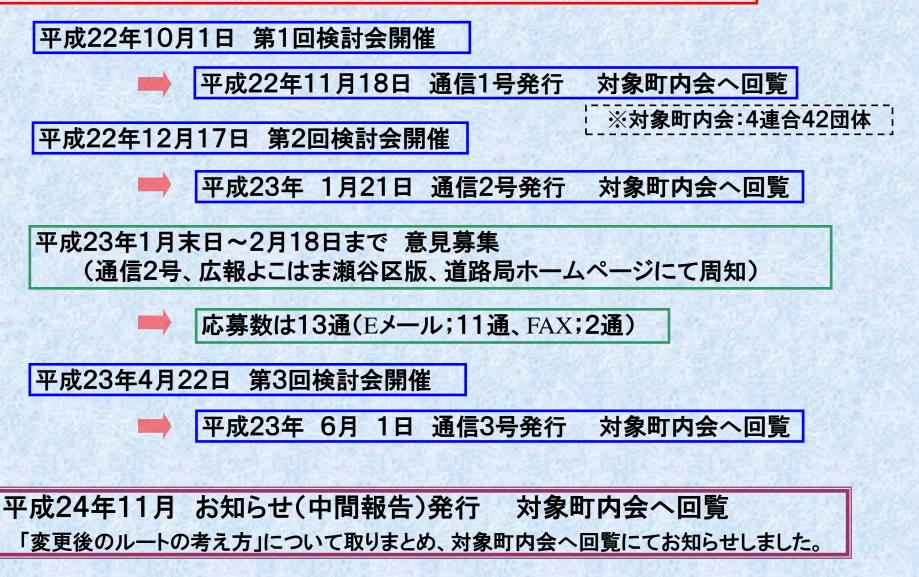


|現状の都市計画の課題

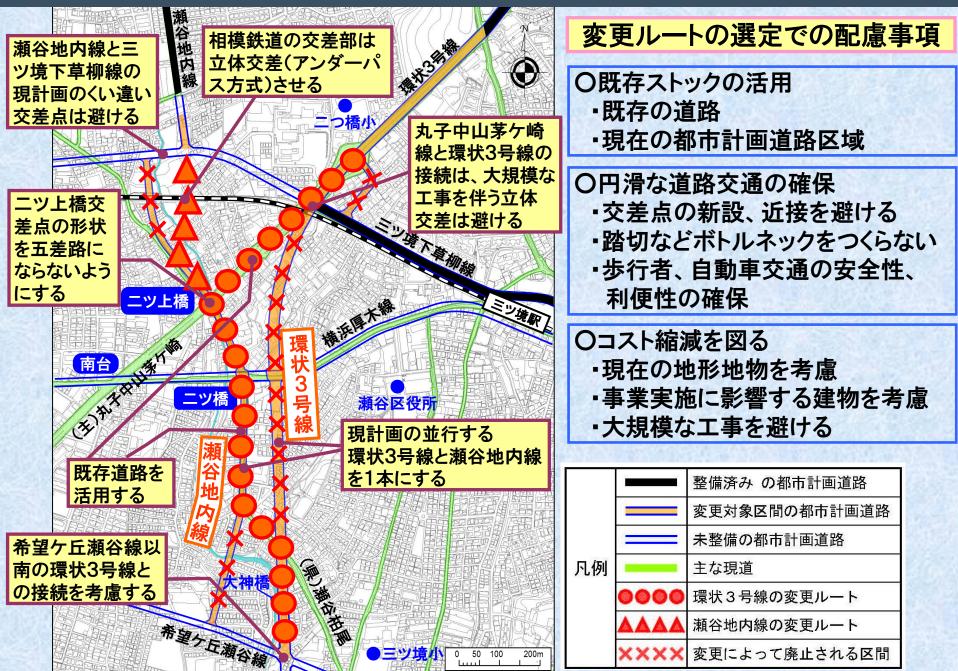


|構想段階における取組

「環状3号線及び瀬谷地内線 見直し検討会」の設置

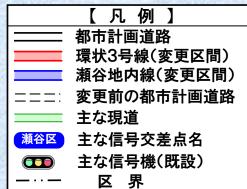


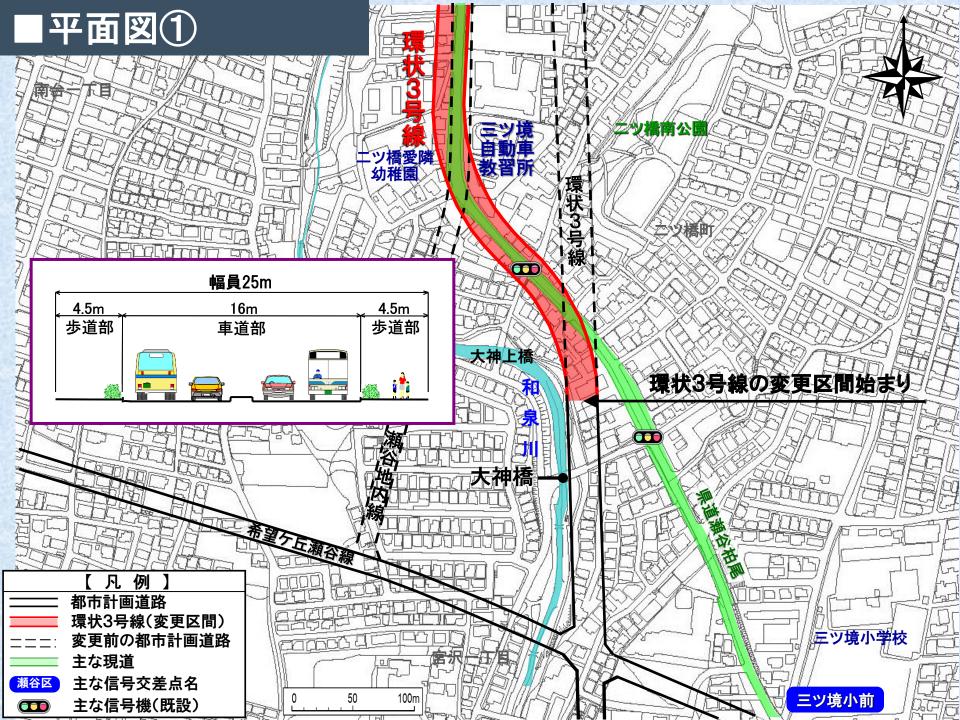
|変更ルートの考え方













台一丁目

ー い 活 変 隣 幼 椎 園

平成18年1月_撮影

大神上構

大神橋一

【凡例】
 都市計画道路
 環状3号線(変更区間)
 変更前の都市計画道路
 主な現道
 主な信号交差点名

主な信号機(既設)

瀬谷区

南公園

ニツ橋町

三ツ境小学校

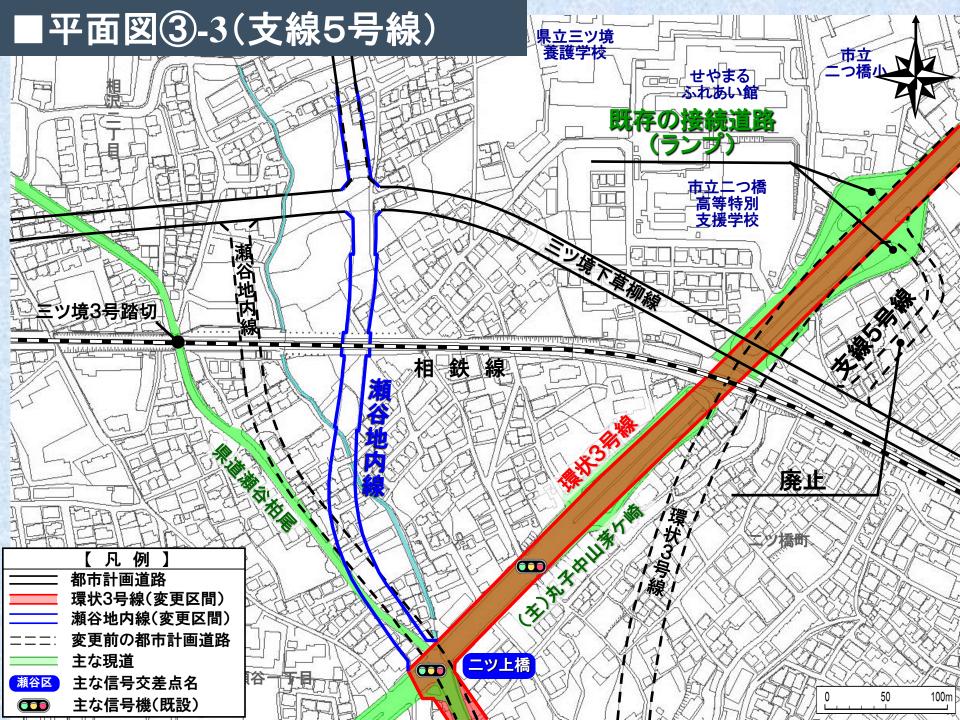
🔄 三ツ境小前





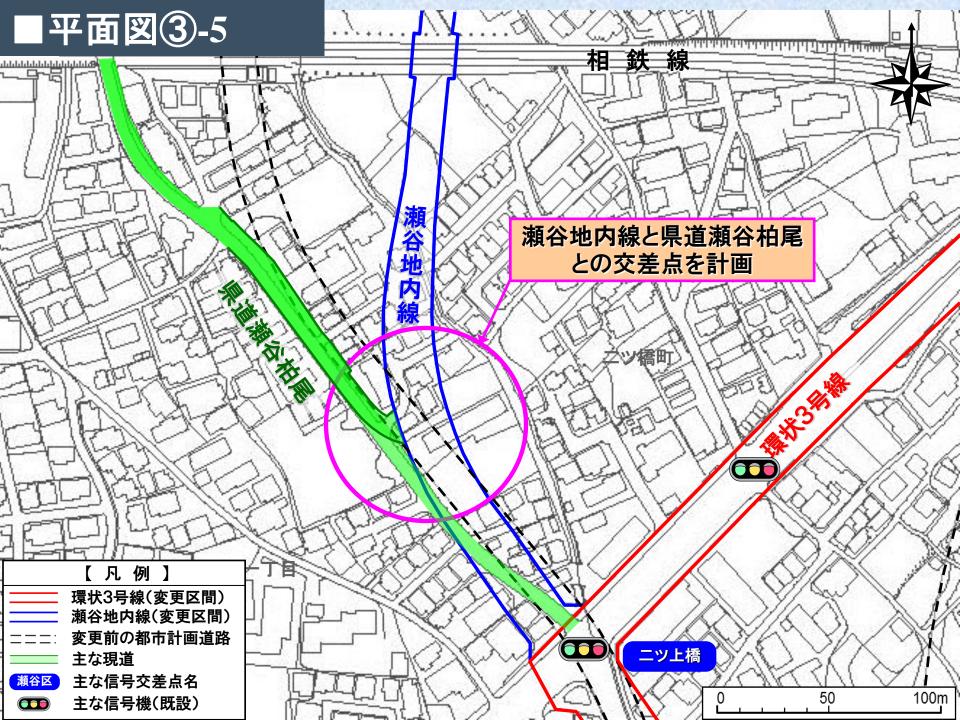


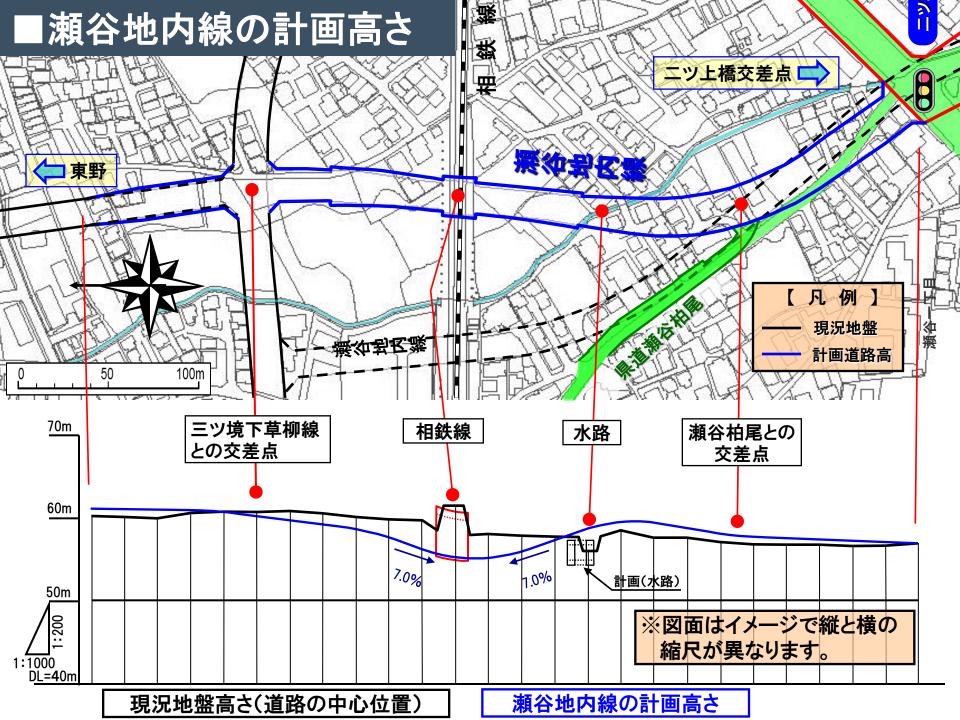












■航空写真(平面図③)

鉃

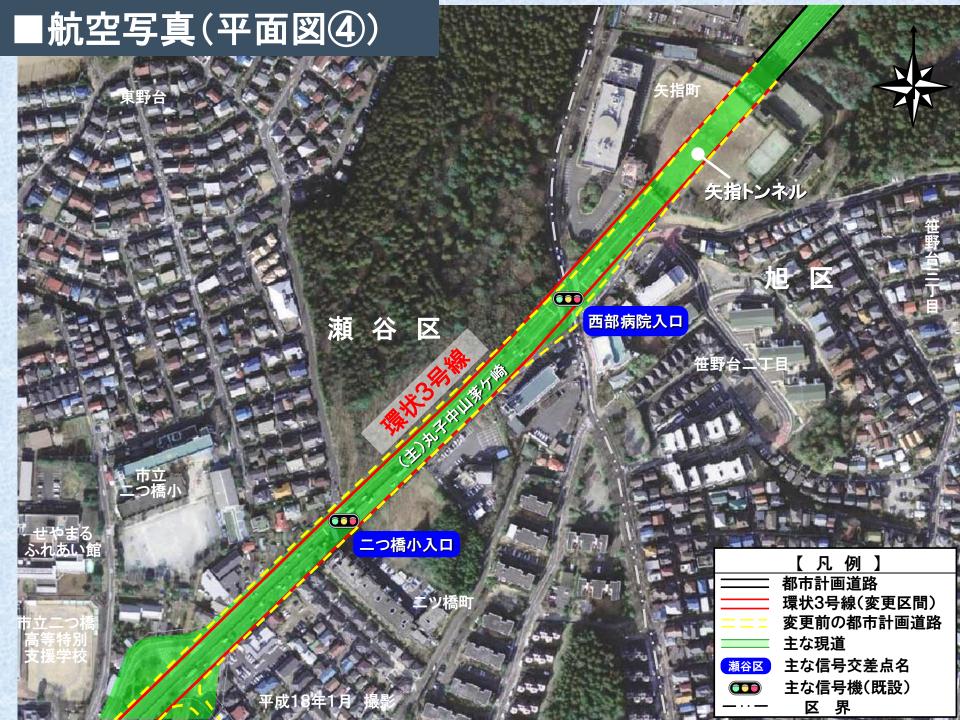
相

ニッ上橋

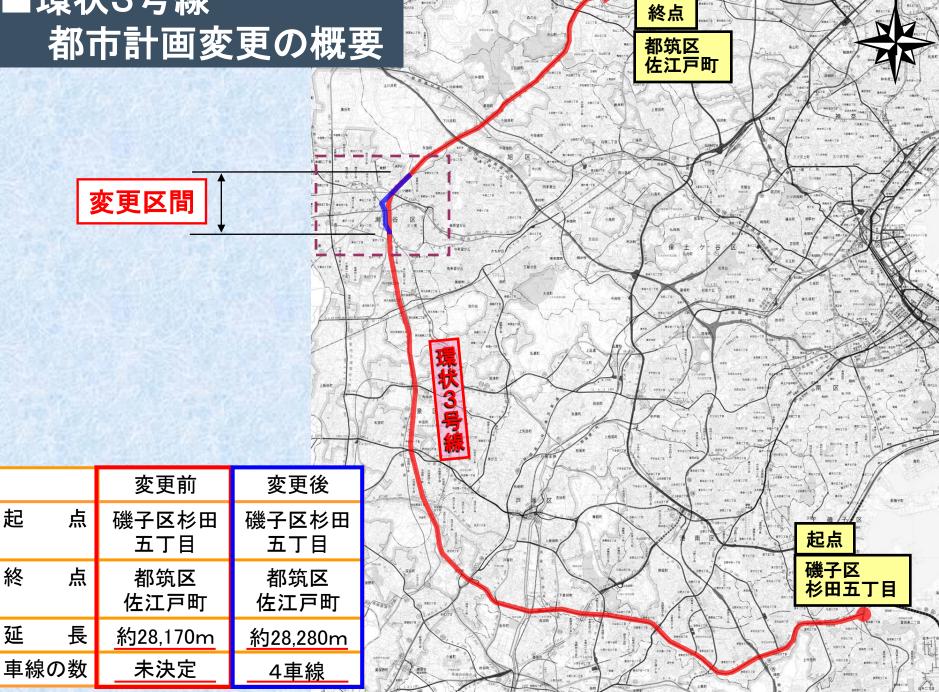
	【凡例】
	都市計画道路
	環状3号線(変更区間)
	瀬谷地内線(変更区間)
===:	変更前の都市計画道路
	主な現道
瀬谷区	主な信号交差点名
	主な信号機(既設)

ツ境3号踏切

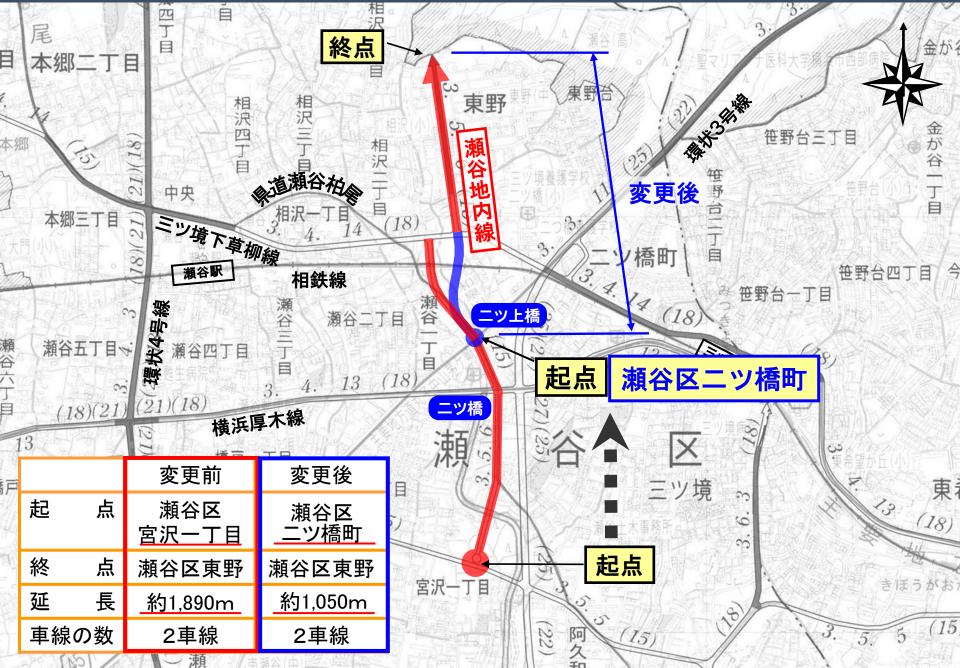








瀬谷地内線 都市計画変更の概要





◆自動車交通の円滑化

交通混雑により、生活道路に入り込んでいた車両は、 幹線道路を選択するようになり、生活道路の交通量は 減少する。

三ツ境3号踏切による県道瀬谷柏尾の渋滞は、自動車 交通の主要な動線が瀬谷地内線となるため、緩和され る。

◆歩行者等の安全確保

地域の南北方向に、広い歩行者空間が確保される。

■整備完了後のイメージ(他の事例写真)

環状4号線 完成区間(瀬谷区卸本町)



環状4号線 完成区間(緑区十日市場町)

■整備完了後のイメージ(他の事例写真)



瀬谷地内線 完成区間(瀬谷区東野)



- | 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
- (1) 都市計画道路網の見直し
- (2) 都市計画市素案
- (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について
- 3 都市計画法第53条の建築許可等について

4 今後の都市計画手続について

■説明会での主な意見・質問(環状3号線・瀬谷地内線)

環状3号線•瀬谷地内線 【都市計画変更に向けた説明会(素案(案)説明会)】 ◆開催日 平成25年3月15日(金) 平成25年3月16日(土) ◆開催場所 瀬谷区役所 5階大会議室

■説明会での主な意見・質問(環状3号線・瀬谷地内線)

いつ事業に着手するのか?瀬谷地内線より環状3号線を優先して事業を行うのか。

平成18年度の道路整備予算等を基に、平成20年度に「都市計画 道路網の見直しの素案」として公表した計画では、

・環状3号線は、第1期(~H27年度頃まで)に事業着手する予定
 ・瀬谷地内線は事業着手時期未定

しかし、道路整備に係る予算が年々減少してきたことから、環状3 号線など予定した<mark>優先整備路線の新規着手ができない状況</mark>

⇒新たな事業着手時期や期間の見直しを進める

|説明会での主な意見・質問(環状3号線・瀬谷地内線)

大神橋より南側部分の環状3号線は、現道の県道瀬谷柏尾を活用した変更としないのはなぜか。

希望ケ丘瀬谷線より南側の環状3号線は、現在の 都市計画どおりに整備する区間としていて、これに 円滑に接続させるため、大神橋付近から南側は 現在の都市計画線としている。

《希望ケ丘瀬谷線より南側の区間について》

- 都市計画により道路となる区域には、事業の際に 影響する建物を制限してきたためこのような建物 が無い
- 計画線の沿道には、土地利用の高い用途を活かし商業施設やマンションなどの土地利用が進んでいる
- 事業着手後に円滑な事業進捗を図るため、事業
 に先行して用地を取得した箇所が多数ある
- ⇒これらを活かし、現在の都市計画どおりに整備する区間としている。



|説明会での主な意見・質問(環状3号線・瀬谷地内線)

大神橋付近で整備している和泉川の環境整備は、環状3号線を整備するとどうなるのか。

- ・大神橋付近の左岸側は、環状3号線の都市計画道路の区域内
 ⇒道路整備までの間、瀬谷区の魅力づくり事業の一環「宮沢ふれあいの水辺」として植栽や園路整備などを実施
 ・将来的には、環状3号線を整備する必要がある
 - ⇒樹木の移植などの具体的な整備方法は、事業実施時に区役所等と





- 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
- (1) 都市計画道路網の見直し
- (2) 都市計画市素案
- (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について
- 3 都市計画法第53条の建築許可等について

4 今後の都市計画手続について

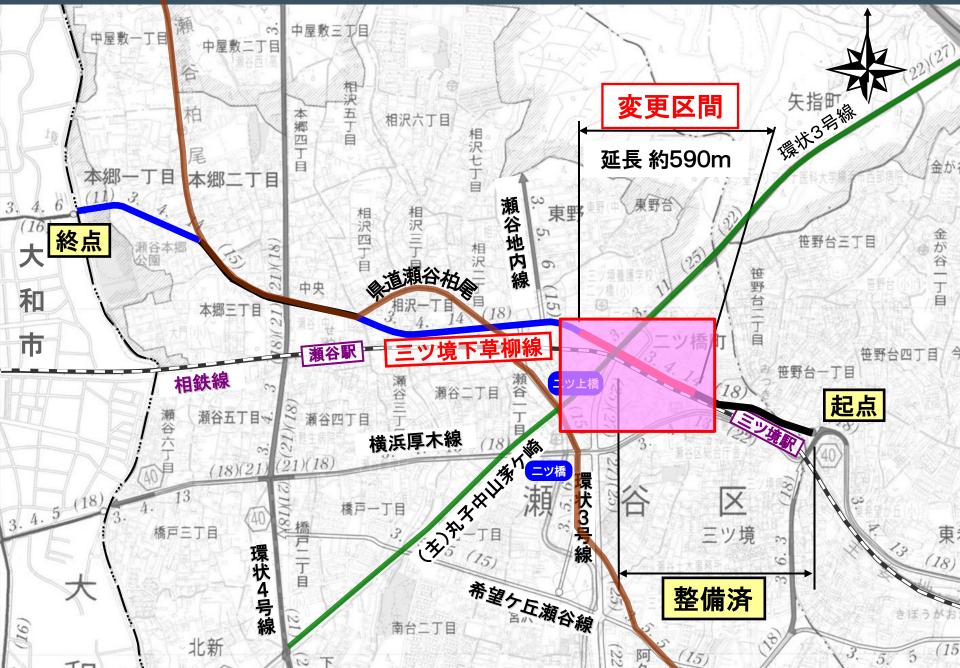
|路線の現在の 計画概要(三ツ境下草柳線)



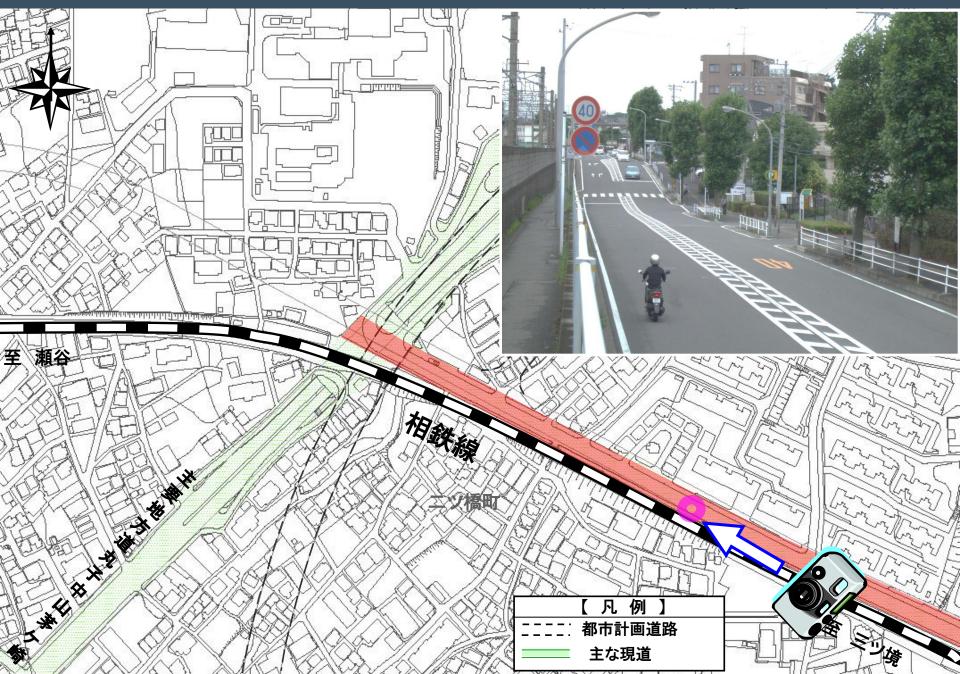
|路線の整備状況(三ツ境下草柳線)



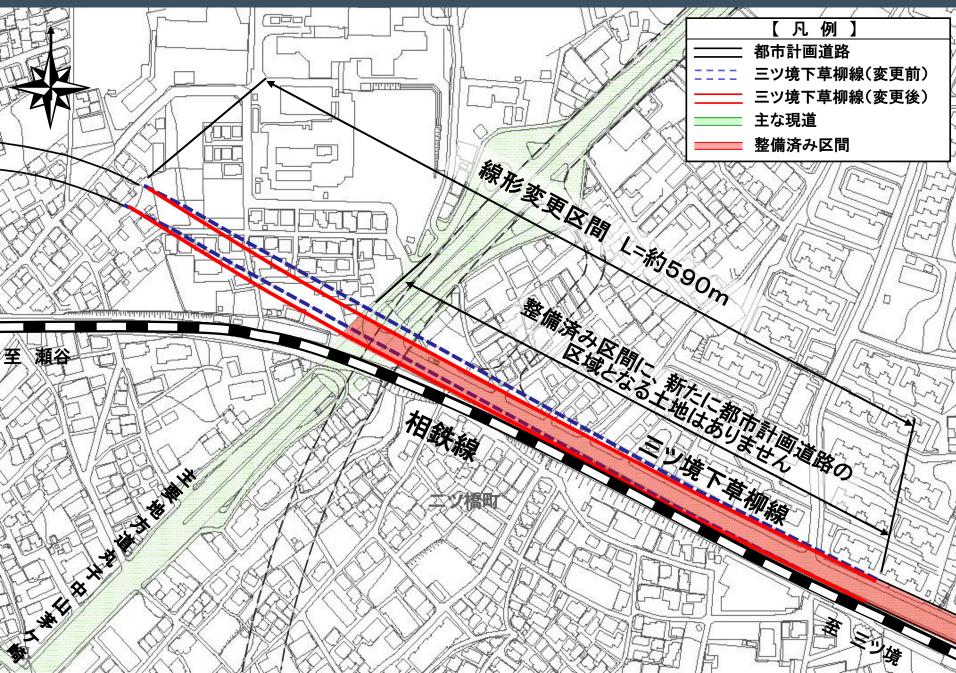
|変更区間の位置(三ツ境下草柳線)



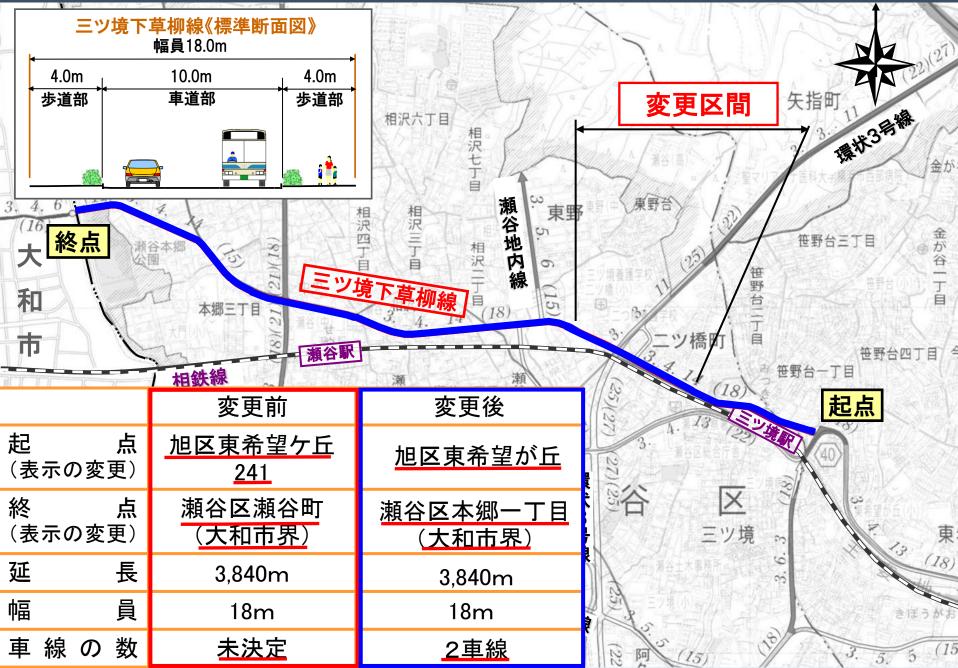
|変更概要図(三ツ境下草柳線)



|変更概要図(三ツ境下草柳線)



■三ツ境下草柳線 都市計画変更の概要





- 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
- (1) 都市計画道路網の見直し
- (2) 都市計画市素案
- (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について
- 3 都市計画法第53条の建築許可等について

4 今後の都市計画手続について

|都市計画法第53条の建築許可について

都市計画施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内 では、家屋等の建築を行う場合、一定の制限がある

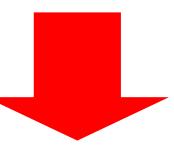
今回の都市計画道路の変更により

●新たに都市計画道路の区域に含まれる場合 都市計画法第53条の<u>許可が必要</u>

都市計画道路の区域から除外される場合
 都市計画法第53条の許可が不要
 ※土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内
 都市計画法第53条の許可が必要



都市計画道路環状3号線等の沿道にふさわしい用途 を誘導し、合理的かつ健全な土地利用を図るために 用途地域等を変更することを検討

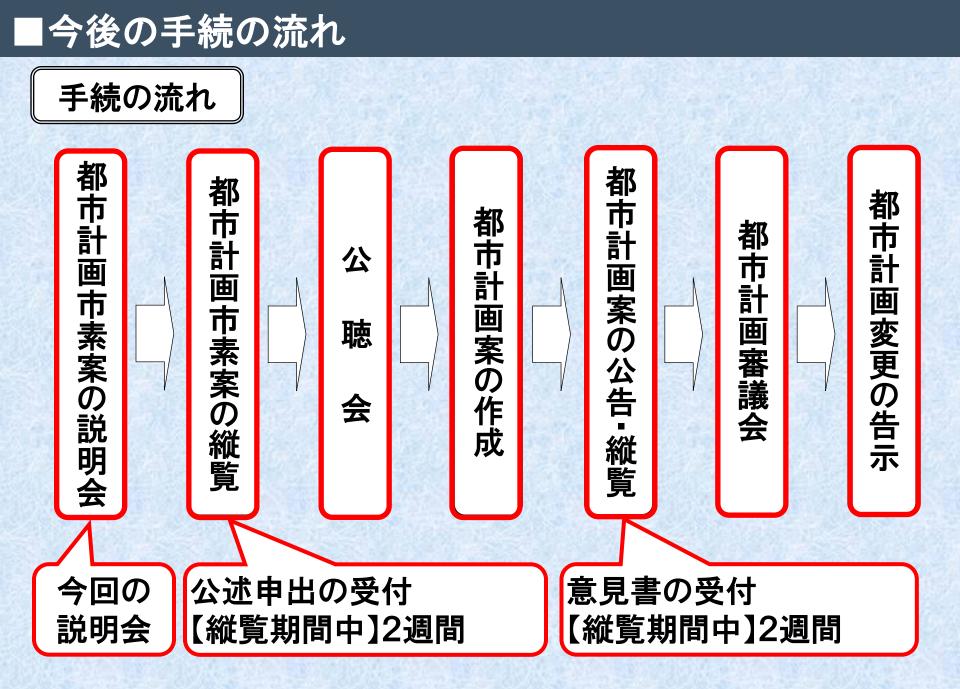


- ・現時点では用途地域等を変更しない
- 将来の道路の整備時期等を踏まえて引き続き検討



- 都市計画道路環状3号線及び 瀬谷地内線の都市計画市素案について
- (1) 都市計画道路網の見直し
- (2) 都市計画市素案
- (3) 説明会でいただいた主なご意見など
- 2 都市計画道路三ツ境下草柳線の 都市計画市素案について
- 3 都市計画法第53条の建築許可等について

今後の都市計画手続について 4



■今後の手続の流れ

都市計画市素案の縦覧

■縦覧期間 平成26年3月14日(金)~3月28日(金) (土・日・祝日を除く午前8時45分~午後5時15分)

■縦覧場所 建築局 都市計画課 横浜市中区相生町3-56-1JNビル14階

※瀬谷区区政推進課・旭区区政推進課 「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。 (土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)
※建築局都市計画課のホームページで 「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。

|今後の手続の流れ

公述申出について

■受付期間 平成26年3月14日(金)~3月28日(金)

■対象者

・関係住民、都市計画市素案に係る利害関係人 など

■申出方法

・書面による提出(郵送または持参)
 指定の公述申出書(ホームページ等で入手可)に
 記入の上、3月28日(金)必着で、建築局都市計画課へ
 受付時間:土・日・祝日を除く午前8時45分~午後5時15分

・電子申請

都市計画課ホームページから手続可能 (3月28日午後5時15分まで) メンテナンス時間中(不定期)は利用不可



公聴会について

■開催日時 平成26年4月25日(金) 午後7時開始

■会 場 瀬谷区役所 5階大会議室

■公述申出が提出された場合に開催します。

※公聴会開催の有無については、4月1日以降に 都市計画課ホームページに掲載予定